

(平成24年10月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月 27 日から 57 年 7 月 1 日まで
私は、A社に昭和 56 年 3 月 27 日から勤務していたが、年金記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていなかった。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び事業主から提出された昭和 57 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から判断すると、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、当該事業所は昭和 56 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間の一部については、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、前述の所得税源泉徴収簿によると、昭和 57 年 6 月分以前の厚生年金保険料については、給与から控除されていなかったことが確認できる。

さらに、申立人がA社の前に勤務していたとするB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は健康保険の任意継続の被保険者であったことが確認でき、申立人は、「私は、B社を退職してから昭和 57 年 5 月頃までは健康保険の任意継続の被保険者であったと思う。」と供述している。

加えて、事業主から提出された「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 57 年 7 月 1 日となっていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。